



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年5月24日火曜日 第2775号

◇ 目 次 ◇ 規 則

農業委員会交付金交付基準規則の一部を改正する規則.....（農政課）... 422

告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正.....（人事課）... 422

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正.....（ ” ）... 423

狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....（自然保護課）... 424

地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 425

農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....（ ” ）... 425

建設業者の許可の取消し.....（土木管理課）... 443

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備課）... 443

介護員養成研修事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 444

道路の区域変更（県道久米垣生線外）.....（中予地方局管理課）... 444

開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）... 444

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 445

公 告

狩猟免許試験の施行.....（自然保護課）... 445

選挙管理委員会告示

政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正.....（選挙管理委員会）... 446

規 則

○愛媛県規則第28号

農業委員会交付金交付基準規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月24日

愛媛県知事 中村時広

農業委員会交付金交付基準規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金交付基準規則（昭和61年愛媛県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第2条第3項に規定する農業委員会交付金の市町への交付基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 交付金総額の2割5分は、各市町の<u>農業者の数</u>に応じて各市町に配分する。</p> <p>(3)・(4) 省略</p>	<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第2条第3項に規定する農業委員会交付金の市町への交付基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 交付金総額の2割5分は、各市町の<u>農家数</u>に応じて各市町に配分する。</p> <p>(3)・(4) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第617号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額

及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成28年5月24日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,688円	13,207円	20歳未満	4,475円	13,005円
20歳以上25歳未満	5,173円	13,207円	20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,721円	13,589円	25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,139円	16,312円	30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円
35歳以上40歳未満	6,571円	18,803円	35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,750円	21,355円	40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,865円	23,924円	45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,738円	25,214円	50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	6,057円	24,747円	55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円
60歳以上65歳未満	4,916円	19,935円	60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,579円	65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円
70歳以上	3,930円	13,207円	70歳以上	3,930円	13,005円

○愛媛県告示第618号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成28年5月24日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する	1 一の月に介護を要する費用を支出して	その月における介護に要する費用として支出	常時介護を要する	1 一の月に介護を要する費用を支出して	その月における介護に要する費用として支出

状態	介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	された費用の額（その額が104,950円を超えるときは、104,950円）	状態	介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	された費用の額（その額が104,570円を超えるときは、104,570円）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が57,030円以下であるときに限る。）。	月額57,030円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が56,790円以下であるときに限る。）。	月額56,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,480円を超えるときは、52,480円）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,290円を超えるときは、52,290円）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,520円以下であるときに限る。）。	月額28,520円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,400円以下であるときに限る。）。	月額28,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

○愛媛県告示第619号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成28年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成28年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	平成28年7月7日（木）午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234
同 上	東予第2会場	平成28年7月13日（水）午前9時	今治市民会館大会議室	今治市別宮町一丁目4-1
同 上	東予第3会場	平成28年7月21日（木）午前9時	愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター研修室	四国中央市妻鳥町土居山乙127
同 上	東予第4会場	平成28年7月21日（木）午前9時	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9

同 上	東 予 第 5 会 場	平成28年 8月21日(日) 午後1時	東 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室	西 条 市 喜 多 川 796 - 1
中 予 地 方 局	中 予 第 1 会 場	平成28年 7月12日(火) 午前9時	久 万 高 原 町 産 業 文 化 会 館 研 修 室	上 浮 穴 郡 久 万 高 原 町 久 万 188 番 地
同 上	中 予 第 2 会 場	平成28年 7月15日(金) 午前9時	中 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室	松 山 市 北 持 田 町 132
同 上	中 予 第 3 会 場	平成28年 9月 1日(木) 午後1時	中 島 総 合 文 化 セ ン タ ー 大 会 議 室	松 山 市 中 島 大 浦 2962
同 上	中 予 第 4 会 場	平成28年 9月 4日(日) 午後1時	中 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室	松 山 市 北 持 田 町 132
南 予 地 方 局	南 予 第 1 会 場	平成28年 7月21日(木) 午後1時	南 予 地 方 局 八 幡 浜 庁 舎 7 階 大 会 議 室	八 幡 浜 市 北 浜 一 丁 目 3 - 37
同 上	南 予 第 2 会 場	平成28年 7月26日(火) 午前9時	大 洲 市 徳 森 公 園 管 理 セ ン タ ー (平 公 民 館) 大 ホ ー ル	大 洲 市 徳 森 2280 - 2
同 上	南 予 第 3 会 場	平成28年 7月28日(木) 午前9時	南 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室	宇 和 島 市 天 神 町 7 - 1
同 上	南 予 第 4 会 場	平成28年 8月25日(木) 午後1時	南 予 地 方 局 八 幡 浜 庁 舎 7 階 大 会 議 室	八 幡 浜 市 北 浜 一 丁 目 3 - 37
同 上	南 予 第 5 会 場	平成28年 9月 4日(日) 午前9時	南 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室	宇 和 島 市 天 神 町 7 - 1

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第620号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成28年度の事業計画を、平成28年5月16日次のとおり定めた。

平成28年5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

宇 和 島 市	上畑地の一部	〃	〃
	下畑地の一部	〃	〃
	下畑地の一部	〃	数値情報化
	大浦の一部	〃	〃

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
	大浦の一部	平成29年3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第621号

農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成28年度分の交

付金、負担金及び補助金から適用する。

平成28年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																		
<p>(目的)</p> <p>第1条 知事は、農業の生産力の<u>増進</u>及び農業経営の合理化を図る _____ ため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、農業委員会及び<u>農業委員会ネットワーク</u>機構に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町及び<u>農業委員会ネットワーク</u>機構に交付金、負担金又は補助金（以下「交付金等」という。）を交付するものとする。</p> <p>（交付金等交付対象経費及び補助率等）</p> <p>第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1) 交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>経 費</th> <th>交付基準又は交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業委員会に要する経費</td> <td>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費（農業委員及び農地利用最適化推進委員手当、職員設置費及び農地調査・資料整備費をいう。第3項第1号において同じ。）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農業委員及び農地利用最適化推進委員手当をいう。第3項第1号において同じ。）</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	経 費	交付基準又は交付金額	農業委員会に要する経費	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費（農業委員及び農地利用最適化推進委員手当、職員設置費及び農地調査・資料整備費をいう。第3項第1号において同じ。）	省略	農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農業委員及び農地利用最適化推進委員手当をいう。第3項第1号において同じ。）	定額	<p>(目的)</p> <p>第1条 知事は、農業の生産力の<u>発展</u>及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、農業委員会及び<u>県農業会議</u> _____ に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町及び<u>県農業会議</u> _____ に交付金、負担金又は補助金（以下「交付金等」という。）を交付するものとする。</p> <p>（交付金等交付対象経費及び補助率等）</p> <p>第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1) 交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>経 費</th> <th>交付基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業委員会に要する経費</td> <td>組織 _____ に要する経費（委員手当 _____、職員設置費及び農地調査・資料整備費をいう。第3項第1号において同じ。）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>_____ に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費 _____ をいう。第3項第2号において同じ。）</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	経 費	交付基準	農業委員会に要する経費	組織 _____ に要する経費（委員手当 _____、職員設置費及び農地調査・資料整備費をいう。第3項第1号において同じ。）	省略	_____ に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費 _____ をいう。第3項第2号において同じ。）	_____
区 分	経 費	交付基準又は交付金額																			
農業委員会に要する経費	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費（農業委員及び農地利用最適化推進委員手当、職員設置費及び農地調査・資料整備費をいう。第3項第1号において同じ。）	省略																			
	農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農業委員及び農地利用最適化推進委員手当をいう。第3項第1号において同じ。）	定額																			
区 分	経 費	交付基準																			
農業委員会に要する経費	組織 _____ に要する経費（委員手当 _____、職員設置費及び農地調査・資料整備費をいう。第3項第1号において同じ。）	省略																			
	_____ に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費 _____ をいう。第3項第2号において同じ。）	_____																			
<p>(2) 負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>経 費</th> <th>負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会ネットワーク機構に要する経費</td> <td>農地法（昭和27年法律第229号）に基づき農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務（以下「農地法業務」という。）に要する経費（役職員手当、職員給与費等、役職員旅費、事務等経費及びその他の農地法業務に要する経費をいう。第3項第2号において同じ。）</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	経 費	負担率	農業委員会ネットワーク機構に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づき農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務（以下「農地法業務」という。）に要する経費（役職員手当、職員給与費等、役職員旅費、事務等経費及びその他の農地法業務に要する経費をいう。第3項第2号において同じ。）	省略	<p>(2) 負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>経 費</th> <th>負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県農業会議 _____ に要する経費</td> <td>組織 _____ に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費 _____ をいう。第3項第2号において同じ。）</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	経 費	負担率	県農業会議 _____ に要する経費	組織 _____ に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費 _____ をいう。第3項第2号において同じ。）	省略				
区 分	経 費	負担率																			
農業委員会ネットワーク機構に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づき農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務（以下「農地法業務」という。）に要する経費（役職員手当、職員給与費等、役職員旅費、事務等経費及びその他の農地法業務に要する経費をいう。第3項第2号において同じ。）	省略																			
区 分	経 費	負担率																			
県農業会議 _____ に要する経費	組織 _____ に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費 _____ をいう。第3項第2号において同じ。）	省略																			
<p>(3) 補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>経 費</th> <th>補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会に要する経費</td> <td>農地法 _____ に基づく事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	経 費	補助率又は補助金額	農業委員会に要する経費	農地法 _____ に基づく事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費	省略	<p>(3) 補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>経 費</th> <th>補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会に要する経費</td> <td>農地法（昭和27年法律第229号）に基づき事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	経 費	補助率又は補助金額	農業委員会に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づき事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費	省略				
区 分	経 費	補助率又は補助金額																			
農業委員会に要する経費	農地法 _____ に基づく事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費	省略																			
区 分	経 費	補助率又は補助金額																			
農業委員会に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づき事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費	省略																			

農業委員 会ネット ワーク機 構に要す る経費	省略	
-------------------------------------	----	--

2 省略

3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。

- (1) 農業委員会に要する経費のうち、農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費及び農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業に要する経費の相互流用並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費の相互流用
- (2) 農業委員会ネットワーク機構に要する経費のうち、農地法業務に要する経費、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費、都道府県農業改善推進支援事業に要する経費及び広域的な農地利用調整活動等への支援事業に要する経費の相互流用
(交付金等の交付申請)

第3条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等の交付の申請をしようとするときは、申請書（様式第1号の(1)又は(2)）に事業計画書（様式第2号の(1)又は(2)）及び収支予算書（様式第3号の(1)又は(2)）を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第4条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第4号の(1)若しくは(2)又は様式第5号の(1)若しくは(2)により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 農業委員会が交付対象職員を変更し、又は農業委員会ネットワーク機構が負担対象職員を変更するとき。
- (2)・(3) 省略

(事業遅延等の場合の報告)

第5条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業が予定の期間内に完了しないとき、又は交付金等交付事業の遂行が困難となったときは、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、前項の規定により知事の指示を求める場合には、交付金等交付事業が予定の期間内に完了せず、又は交付金等交付事業の遂行が困難となった理由及び交付金等交付事業の遂行状況を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等の交付の決定通知を受領した場合において、当該通知に係る交付金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金等の交付の決定通知を受けた日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

(事業遂行状況報告)

第7条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等の交付の決定を受けた年度の12月末日現在において交付金等交付事業の

県農業会 議 に要す る経費	省略	
-----------------------------	----	--

2 省略

3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。

- (1) 農業委員会に要する経費のうち、組織
_____に要する経費及び農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業に要する経費の相互流用並びに組織
_____に要する経費及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費の相互流用
- (2) 県農業会議 _____に要する経費のうち、組織 _____に要する経費、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費、都道府県農業改善推進支援事業に要する経費及び広域的な農地利用調整活動等への支援事業に要する経費の相互流用

第3条 市町又は県農業会議 _____は、交付金等の交付の申請をしようとするときは、申請書（様式第1号の(1)又は(2)）に事業計画書（様式第2号の(1)又は(2)）及び収支予算書（様式第3号の(1)又は(2)）を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第4条 市町又は県農業会議 _____は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第4号の(1)若しくは(2)又は様式第5号の(1)若しくは(2)により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 農業委員会が交付対象職員を変更し、又は県農業会議 _____が負担対象職員を変更するとき。
- (2)・(3) 省略

(事業遅延等の場合の報告)

第5条 市町又は県農業会議 _____は、交付金等交付事業が予定の期間内に完了しないとき、又は交付金等交付事業の遂行が困難となったときは、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 市町又は県農業会議 _____は、前項の規定により知事の指示を求める場合には、交付金等交付事業が予定の期間内に完了せず、又は交付金等交付事業の遂行が困難となった理由及び交付金等交付事業の遂行状況を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 市町又は県農業会議 _____は、交付金等の交付の決定通知を受領した場合において、当該通知に係る交付金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金等の交付の決定通知を受けた日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

(事業遂行状況報告)

第7条 市町又は県農業会議 _____は、交付金等の交付の決定を受けた年度の12月末日現在において交付金等交付事業の

遂行の状況報告書（様式第6号の(1)又は(2)）を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書をもつてこれに代えることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、市町又は農業委員会ネットワーク機構に対し、前項に定めるもののほか、交付金等交付事業の遂行の状況について報告を求めることがある。

（事業実績報告）

第8条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業が完了したとき（交付金等交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付金等の交付の決定のあつた年度の3月31日までに、交付金等交付事業の成果を記載した実績報告書（様式第7号の(1)又は(2)）に事業実績書（様式第8号の(1)又は(2)）及び収支精算書（様式第9号の(1)又は(2)）を添え、知事に提出するものとする。

（指導監督）

第10条 交付金等の交付を受ける市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業の実施に関し、当該職員の指導監督を拒むことができない。

（財産の管理）

第11条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町又は農業委員会ネットワーク機構が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

（帳簿書類の備付け）

第12条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該交付金等交付事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

様式第1号の(2)（第3条関係）

省略

（農業委員会ネットワーク機構の名称）

（代表者役職氏名） 印

年度農業委員会ネットワーク機構負担金等交付申請書

年度において農業委員会ネットワーク機構に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第3条の規定に基づき、負担金等 円を交付されたく事業計画書及び収支予算書を添え申請する。

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号の(1)（第3条関係）

省略

1～4 省略

5 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業

別紙1のとおり。

遂行の状況報告書（様式第6号の(1)又は(2)）を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書をもつてこれに代えることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、市町又は県農業会議 _____ に対し、前項に定めるもののほか、交付金等交付事業の遂行の状況について報告を求めることがある。

（事業実績報告）

第8条 市町又は県農業会議 _____ は、交付金等交付事業が完了したとき（交付金等交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付金等の交付の決定のあつた年度の3月31日までに、交付金等交付事業の成果を記載した実績報告書（様式第7号の(1)又は(2)）に事業実績書（様式第8号の(1)又は(2)）及び収支精算書（様式第9号の(1)又は(2)）を添え、知事に提出するものとする。

（指導監督）

第10条 交付金等の交付を受ける市町又は県農業会議 _____ は、交付金等交付事業の実施に関し、当該職員の指導監督を拒むことができない。

（財産の管理）

第11条 市町又は県農業会議 _____ は、交付金等交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 市町又は県農業会議 _____ は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町又は県農業会議 _____ が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

（帳簿書類の備付け）

第12条 市町又は県農業会議 _____ は、交付金等交付事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該交付金等交付事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

様式第1号の(2)（第3条関係）

省略

愛媛県農業会議

会長氏 名 印

年度農業会議負担金等交付申請書

年度において農業会議 _____ に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第3条の規定に基づき、負担金等 円を交付されたく事業計画書及び収支予算書を添え申請する。

様式第2号の(1)（第3条関係）

省略

1～4 省略

6 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業

別紙2のとおり。

7 農地の有効利用を図るための支援事業

別紙3のとおり。

8 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の人数、新制度移行時期並びに3月までの月数

農業委員及び推進委員の人数			新制度移行時期	新制度移行から3月までの月数
農業委員	推進委員			
人	人	人	年 月	月

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

エ 新規参入の促進活動

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

オ その他

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（ 年12月末日現在）

耕地面積(A)	農地集積面積(B)	農地集積率(B/A)
ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

イ 遊休農地面積（ 年利用状況調査結果）

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B/(A+C))
	1号遊休農地(C)	2号遊休農地(D)	
ha	ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

5 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業

別紙1のとおり。

6 農地の有効利用を図るための支援事業

別紙2のとおり。

7 省略

(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（ 年12月末日現在）

耕地面積(A)	農地集積面積(B)	農地集積率(B/A)
ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

イ 遊休農地面積（ 年利用状況調査結果）

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B/(A+C))
	1号遊休農地(C)	2号遊休農地(D)	
ha	ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

3 経費の内訳

項 目	総事業費	活動実績に応じた交付金額	成果実績に応じた交付金額	経費内訳
		円	円	
1 担い手への農地集積・集約化の推進活動				
2 遊休農地の発生防止・解消活動				
3 農地中間管理機構との連携活動				
4 新規参入の促進活動				
5 その他				
合 計	円		円	

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×活動日数」の形式で記載し、農業委員と推進委員の内訳についても記載すること。

別紙2 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積の設定調査

別段面積設定調査回数
延べ 回

2 省略

3 農地法第6条第2項の規定に基づく農地所有適格法人に対する勧告等

報告農地所有適格法人数	勧告を行う農地所有適格法人数	立入調査を行う農地所有適格法人数
省略		

4 省略

5 省略

別紙1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 省略

2 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人に対する勧告等

報告農業生産法人数	勧告を行う農業生産法人数	立入調査を行う農業生産法人数
省略		

3 省略

4 省略

5 別段面積の設定調査及び周辺農地利用状況調査

6～9 省略

10 農地等の台帳の整備

(1)・(2) 省略

(3) 農地に関する地図の更新計画

更新内容	管内農地筆数	うち更新筆数(概数)
	筆	筆

(4) 省略

11・12 省略

13 経費の内訳

項 目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地の利用関係の調整	円	円	
(1) 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積設定調査			
(2) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等			
(3) 農地法第6条第2項の規定に基づく農地所有適格法人に対する勧告等			
(4) 省略			
(5) 省略			
2 農地の利用状況等の調査			
(1) 利用状況調査			
ア 調査計画等決定のための会議及び計画の周知			
イ 調査資料作成			
ウ 利用状況(調査)の記録及び保存			
エ 調査員の設置			
(2) 省略			
(3) 省略			
3 省略			
4 農地等の台帳の整備			
(1)・(2) 省略			
(3) 農地に関する地図の更新			
(4) システム活用等経費			
5 省略			
省略			

注 省略

別紙3 省略

様式第2号の(2)(第3条関係)

別段面積設定調査回数	周辺農地利用状況調査回数
延べ 回	延べ 回

6～9 省略

10 農地等の台帳の整備

(1)・(2) 省略

(3) 省略

11・12 省略

13 経費の内訳

項 目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地の利用関係の調整	円	円	
(1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等			
(2) 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人に対する勧告等			
(3) 省略			
(4) 省略			
2 農地の利用状況等の調査			
(1) 別段面積の設定調査及び周辺農地利用状況調査			
(2) 利用状況調査			
ア 調査計画等決定のための会議及び計画の周知			
イ 調査資料作成			
ウ 利用状況(調査)の記録及び保存			
エ 調査員の設置			
(3) 省略			
(4) 省略			
3 省略			
4 農地等の台帳の整備			
(1)・(2) 省略			
(3) システム活用等経費			
5 省略			
省略			

注 省略

別紙2 省略

様式第2号の(2)(第3条関係)

省略

1 役職員手当関係

会 議		調査、打合せ等	
開催回数	人数	実施回数	人数
回	人日	回	人日

注 「人数」の欄は、負担金を手当に充当した役職員の出席日数の総計を記載すること。

2 職員

負担 非負担 の 別	氏名	性 別 (年 齢)	担 当 別 (事 務 上 の 年 齢)	専 兼 別 先	給与手 当(年)額			法定福 利費(年)額			業務日 数			備考 前 歴 其 他	
					負 担 対 象 外 経 費	負 担 対 象 外 経 費	計	負 担 対 象 外 経 費	負 担 対 象 外 経 費	計	負 担 対 象 外 日 数	負 担 対 象 外 日 数	計		
国庫 負担 対象					円	円	円	円	円	円	円	人 日	人 日	人 日	
対象	計(名)														
県費 負担 対象															
対象	計(名)														
自己 負担															
対象	計(名)														
合計	名														

注 1～3 省略

4 業務日数の欄の「負担対象日数」の欄には職員の業務日数のうち国庫負担金を充当する日の合計日数を、「負担対象外日数」の欄には国庫負担金を充当しない日の合計日数を記載すること。

3～6 省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1) 農業委員会等相互の連絡調整

省略

(2) 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表

農業委員会名	取組の概要	公表方法

省略

1 会議員

総数 人 うち常任会議員 人

2 職員

負担 非負担 の 別	氏名	性 別 (年 齢)	担 当 別 (事 務 上 の 年 齢)	専 兼 別 先	給与手 当(年)額			法定福 利費(年)額			備考 前 歴 其 他
					負 担 対 象 外 経 費	負 担 対 象 外 経 費	計	負 担 対 象 外 経 費	負 担 対 象 外 経 費	計	
国庫 負担 対象					円	円	円	円	円	円	
対象	計(名)										
県費 負担 対象											
対象	計(名)										
自己 負担											
対象	計(名)										
合計	名										

注 1～3 省略

3～6 省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農地の有効利用を図るための活動等

(1) 農業委員会に対する助言及び協力

省略

(2) 相談活動等

農地相談員	人数	活動方針		農地利用 調整活動 (会議開 催回数)
		相談 件数	相談 日数	
専門分野				
農地制度に専門的な知見を有する者	人	件	日	回
地域の農業事情等に精通している者	人	件	日	回
その他()	人	件	日	回

注1 「その他」の欄は、具体的に記載すること。

(3) 研修実施計画

開催時期	開催場所	研修目的	研修対象者	研修内容	女性登用の周知活動等の内容
月 日					

(4) 中央研修会への出席計画

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	出席者名	備考
	月 日				

注 「備考」の欄には、中央研修会へ出席した者が農業委員会ネットワーク機構開催の研修会の講師として講演等を行う予定日を記載すること。

(5) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動計画

活動時期	活動場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

2 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供

(1) 情報の整理

実施時期	内容

(2) 情報の提供

実施時期	提供先	活動内容

3 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席

省略

4 省略

5 経費の内訳

項目	総事業費	うち補助金額	経費内訳

2 確定値を記載できない欄は、想定値を記載すること。

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1) 研修実施計画等

開催時期	開催場所	研修目的	研修対象者	研修内容	女性登用の周知活動等の内容
月 日					

(2) 中央研修会への出席計画等

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	出席者名	備考
	月 日				

注 「備考」の欄には、中央研修会へ出席した者が県農業会議開催の研修会の講師として講演等を行う予定日を記載すること。

(3) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動計画等

活動時期	活動場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

3 農地法等に基づく業務を処理するための会議

省略

4 省略

5 経費の内訳

項目	総事業費	うち補助金額	経費内訳

1 農業委員会等に対する支援	省略		
2 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供			
3 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席			
4 省略			
省略			

注 省略

様式第3号の(1) (第3条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交付 金等交付額	備 考
1 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当(農業委員会交付金)	省略		
2・3 省略			
4 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当(農地利用最適化交付金)			
5 省略			
省略			

様式第3号の(2) (第3条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費負担 金等交付額	備 考
1 農業委員会ネットワーク機構負担金事業費	省略		
(1) 役職員手当			
(2) 職員給与費等			
(3) 役職員旅費			
(4) 事務等経費			
(5) その他の経費			
2 農業委員会等活動強化対策事業費			
3 都道府県農業改善推進支援事業費			
(1) 旅 費			
(2) 事務費			
4 広域的な農地利用調整活動等への支援事業費			
5 その他の事業費			
省略			

1 農地の有効利用を図るための活動等	省略		
2 農業委員等の資質向上のための活動			
3 農地法等に基づく業務を処理するための会議			
4 省略			
省略			

注 省略

様式第3号の(1) (第3条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交付 金等交付額	備 考
1 委 員 手 当	省略		
2・3 省略			
4 省略			
省略			

様式第3号の(2) (第3条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費負担 金等交付額	備 考
1 会 議 員 手 当 (常 任 会 議 員 会 議)	省略		
2 会 議 員 手 当 (総 会)			
3 職 員 給 与 費			
4 法 定 福 利 費			
5 業 務 費			
(1) 農業委員会等活動強化対策事業費			
(2) 都道府県農業改善推進支援事業費			
ア 会議員旅費			
イ 連絡旅費			
ウ 事務費			
(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業費			
6 その他の事業費			
省略			

様式第4号の(2) (第4条関係)

省略

年度農業委員会ネットワーク機構負担金等交付事業変更承認申請書	
省略	(農業委員会ネットワーク機構の名称)
	(代表者役職氏名) 印
省略	

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

様式第5号の(2) (第4条関係)

省略

(農業委員会ネットワーク機構の名称)
(代表者役職氏名) 印

年度農業委員会ネットワーク機構負担金等変更及び追加交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた年度農業委員会ネットワーク機構負担金等については、農業委員会ネットワーク機構に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第4条の規定に基づき、負担金等 円を追加交付されたく申請する。

記

1 ~ 3 省略

4 収支予算

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	当初申請 予算額	今回申請 予算額	計	備考
省略				
1 農業委員会ネットワーク機構負担金事業費				
(1) 役職員手当				
(2) 職員給与費等				
(3) 役職員旅費				
(4) 事務等経費				
(5) その他の経費				
2 農業委員会等活動強化対策事業費				
3 都道府県農業改善推進支援事業費				
(1) 旅 費				
(2) 事務費				
4 広域的な農地利用調整活動等への支援事業費				

注 1 会議員手当(常任会議員会議)の項には、常任会議員会議に出席する会議員の手当の支給に要する額を記載すること。

2 会議員手当(総会)の項には、総会に出席する会議員の手当の支給に要する額を記載すること。

様式第4号の(2) (第4条関係)

省略

年度農業会議負担金等交付事業変更承認申請書	
省略	愛媛県農業会議会長 氏 名印
省略	

注 省略

様式第5号の(2) (第4条関係)

省略

愛媛県農業会議会長 氏 名印

年度農業会議負担金等変更及び追加交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた年度農業会議負担金等 については、農業会議 に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第4条の規定に基づき、負担金等 円を追加交付されたく申請する。

記

1 ~ 3 省略

4 収支予算

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	当初申請 予算額	今回申請 予算額	計	備考
省略				
会 議 員 手 当 (常任会議員会議)				
会 議 員 手 当 (総 会)				
職 員 給 与 費				
法 定 福 利 費				
業 務 費				
そ の 他				

5	その他の事業費				
	省略				

注 1・2 省略

3 その他の事業費の項には、変更を要しない経費の総額を記載すること。

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号の(2) (第7条関係)

年度農業委員会ネットワーク機構負担金 等交付事業遂行状況報告書	
省略	
(農業委員会ネットワーク機構の名称)	
(代表者役職氏名) 印	
年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた農業委員会ネットワーク機構負担金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。	
省略	

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

様式第7号の(2) (第8条関係)

省略	
(農業委員会ネットワーク機構の名称)	
(代表者役職氏名) 印	
年度農業委員会ネットワーク機構実績報告書	
年 月 日付け愛媛県指令 第 号に基づき農業委員会ネットワーク機構に関する事業を実施したので、事業実績書及び収支精算書を添え報告する。	

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第8号の(1) (第8条関係)

- 省略
- 1~4 省略
- 5 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業
別紙1のとおり。
- 6 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務の適正実施のための支援事業
別紙2のとおり。
- 7 農地の有効活用を図るための支援事業
別紙3のとおり。
- 8 経費関係

区	分	実	績
農業委員及び農地利用最適化推進委員手当(農業委員会交付金)	省略		
省略			

省略					
----	--	--	--	--	--

注 1・2 省略

3 会議員手当、職員給与及び法定福利費以外の経費の変更がある場合には、区分の欄に当該経費の項を設け、記載すること。

4 その他 の項には、変更を要しない経費の総額を記載すること。

様式第6号の(2) (第7条関係)

年度農業会議負担金等 交付事業遂行状況報告書	
省略	
愛媛県農業会議会長 氏 名 印	
年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた農業会議負担金等交付事業 の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。	
省略	

注 省略

様式第7号の(2)

省略	
愛媛県農業会議 会長 氏 名 印	
年度農業会議実績報告書	
年 月 日付け愛媛県指令 第 号に基づき農業会議 に関する事業を実施したので、事業実績書および収支精算書を添え報告する。	

様式第8号の(1) (第8条関係)

- 省略
- 1~4 省略
- 5 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務の適正実施のための支援事業
別紙1のとおり。
- 6 農地の有効活用を図るための支援事業
別紙2のとおり。
- 7 経費関係

区	分	実	績
委員手当	省略		
省略			

農地調査・資料整備費	市町実績額 (C)	円
	県費交付金交付額 (H)	円
農業委員及び農地利用最適化推進委員手当(農地利用最適化交付金)	委員手当支給人員	人(延べ 人)
	市町実績額 (D)	円
業務費	省略	
	合計	市町実績額(E) 省略 県費補助金交付額 (I) 省略
計	市町実績額 (A) + (B) + (C) + (D) + (E)	省略
	県費交付金等交付額 (J) + (G) + (H) + (I) + (K)	省略

9 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の人数、新制度移行時期並びに3月までの月数

農業委員及び推進委員の人数		新制度移行時期	新制度移行から3月までの月数
農業委員	推進委員		
人	人	年 月	月

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

エ 新規参入の促進活動

時期	活動日数	活動内容
	人日	

オ その他

時期	活動日数	活動内容
	人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 年度(事業実施年度の前年度)における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積(年12月末日現在)

農地調査・資料整備費	市町実績額 (C)	円
	県費交付金交付額 (H)	円
業務費	省略	
	合計	市町実績額(D) 省略 県費補助金交付額 (I) 省略
計	市町実績額 (A) + (B) + (C) + (D)	省略
	県費交付金等交付額 (J) + (G) + (H) + (I)	省略

8 省略

耕地面積(A)	農地集積面積(B)	農地集積率(B/A)
ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

イ 遊休農地面積 (年利用状況調査結果)

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率 (B/(A+C))
	1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha
			%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

(2) 年度(事業実施年度)における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積 (年12月末日現在)

耕地面積(A)	農地集積面積(B)	農地集積率(B/A)
ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

イ 遊休農地面積 (年利用状況調査結果)

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率 (B/(A+C))
	1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha
			%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

3 経費の内訳

項 目	総事業費	活動実績に応じた交付金額	成果実績に応じた交付金額	経費内訳
		円	円	
1 担い手への農地集積・集約化の推進活動	/	円		
2 遊休農地の発生防止・解消活動				
3 農地中間管理機構との連携活動				
4 新規参入の促進活動				
5 その他				
合 計	円		円	

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×活動日数」の形式で記載し、農業委員と推進委員の内訳についても記載すること。

別紙2 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積の設定調

別紙1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

査

別段面積設定調査回数
延べ _____ 回

2 省略

3 農地法第6条第2項の規定に基づく農地所有適格法人に対する勧告等

報告農地所有適格法人数	勧告を行つた農地所有適格法人数	立入調査を行つた農地所有適格法人数
省略		

4 省略

5 省略

6 利用状況調査

(1) 省略

(2) 調査実績等

省略

注 省略

(管内農地面積の内訳)

	面積
農地法第32条第1項第1号該当農地	ha
農地法第32条第1項第2号該当農地	ha

(3) 省略

7 ~ 13 省略

14 農地等の台帳の整備

(1)・(2) 省略

(3) 農地に関する地図の更新実績

更新内容	管内農地筆数	うち更新筆数(概数)
	筆	筆

(4) 省略

15・16 省略

17 経費の内訳

項目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地の利用関係の調整	円	円	
(1) 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積設定調査			
(2) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等			
(3) 農地法第6条第2項の規定に基づく農地所有適格法人に対する勧告等			
(4) 省略			
(5) 省略			

1 省略

2 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人 _____ に対する勧告等

報告農業生産法人数	勧告を行つた農業生産法人数 _____	立入調査を行つた農業生産法人数 _____
省略		

3 省略

4 省略

5 別段面積の設定調査及び周辺農地利用状況調査

別段面積設定調査回数	周辺農地利用状況調査回数
延べ _____ 回	延べ _____ 回

6 利用状況調査

(1) 省略

(2) 調査実績等

省略

注 省略

(3) 省略

7 ~ 13 省略

14 農地等の台帳の整備

(1)・(2) 省略

(3) 省略

15・16 省略

17 経費の内訳

項目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地の利用関係の調整	円	円	
(1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等			
(2) 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人 _____ に対する勧告等			
(3) 省略			
(4) 省略			

2	農地の利用状況等の調査			
(1)	利用状況調査			
ア	調査計画等決定のための会議及び計画の周知			
イ	調査資料作成			
ウ	利用状況(調査)の記録及び保存			
エ	調査員の設置			
(2)	省略			
(3)	省略			
3	省略			
4	農地等の台帳の整備			
(1)・(2)	省略			
(3)	農地に関する地図の更新			
(4)	システム活用等経費			
5	省略			
	省略			

注 省略

別紙3 省略

様式第8号の(2)(第8条関係)

省略

1 役職員手当関係

会 議		調査、打合せ等	
開催回数	人数	実施回数	人数
回	人日	回	人日

注 「人数」の欄は、負担金を手当に充当した役職員の出席日数の総計を記載すること。

2 職員

負担 非負 担の 別	氏名	性 別 (事 務 年 齢)	担 当 別 (事 務 年 齢)	専 兼 別 先	給与手 当(年)額			法定福 利費(年)額			業務日 数			備考 (前 歴 其 他)	
					負 担 先 対 象 経 費	負 担 対 象 外 経 費	計	負 担 先 対 象 経 費	負 担 対 象 外 経 費	計	負 担 先 対 象 日 数	負 担 対 象 外 日 数	計		
国庫 負担 対象					円	円	円	円	円	円	円	人	人	人	
	計(名)														
県費 負担 対象															
	計(名)														

2	農地の利用状況等の調査			
(1)	別段面積の設定調査及び周辺農地利用状況調査			
(2)	利用状況調査			
ア	調査計画等決定のための会議及び計画の周知			
イ	調査資料作成			
ウ	利用状況(調査)の記録及び保存			
エ	調査員の設置			
(3)	省略			
(4)	省略			
3	省略			
4	農地等の台帳の整備			
(1)・(2)	省略			
(3)	システム活用等経費			
5	省略			
	省略			

注 省略

別紙2 省略

様式第8号の(2)(第8条関係)

省略

1 会議員

総数 人 うち常任会議員 人

2 職員

負担 非負 担の 別	氏名	性 別 (年 齢)	担 当 別 (事 務 年 齢)	専 兼 別 先	給与手 当(年)額			法定福 利費(年)額			備考 (前 歴 其 他)
					負 担 先 対 象 経 費	負 担 対 象 外 経 費	計	負 担 先 対 象 経 費	負 担 対 象 外 経 費	計	
国庫 負担 対象					円	円	円	円	円	円	
	計(名)										
県費 負担 対象											
	計(名)										

(1) 情報の整理

実施時期	内 容

(2) 情報の提供

実施時期	提供先	活動内容

開催時 期	開催場 所	研修目 的	研修対 象者	研修内 容	女性登 用の周 知活動 等の内 容
月 日					

(2) 中央研修会への出席実績等

研修会 名	開催時 期	開催場 所	研修内 容	出席者 名	備 考
	月 日				

注 「備考」の欄には、中央研修会へ出席した者が県農業会議開催の研修会の講師として講演等を行った日を記載すること。

(3) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動実績等

活動時 期	活動場 所	活動対 象者	活動内 容	アドバ イザー 名	備 考

3 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席

省略

4 省略

5 経費の内訳

項 目	総事 業費	うち補 助金額	経費 内訳
1 農業委員会等に対する支援	省略		
2 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供			
3 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席			
4 省略			
省略			

注 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備 考
1 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当(農業委員会交付金)	省略		
2 省略			
3 農地調査・資料整備費			
4 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当(農地利用最適化交付金)			

3 農地法等に基づく業務を処理するための会議

省略

4 省略

5 経費の内訳

項 目	総事 業費	うち補 助金額	経費 内訳
1 農地の有効利用を図るための活動等	省略		
2 農業委員等の資質向上のための活動			
3 農地法等に基づく業務を処理するための会議			
4 省略			
省略			

注 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備 考
1 委 員 手 当	省略		
2 省略			
3 農地調査・資料整備費			

5 省略			
省略			

様式第9号の(2) (第8条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備考
1 農業委員会ネット ワーク機構負担金事業費	省略		
(1) 役職員手当			
(2) 職員給与等			
(3) 役職員旅費			
(4) 事務等経費			
(5) その他の経費			
2 農業委員会等活動強化対策事業費			
3 都道府県農業改善推進支援事業費			
(1) 旅 費			
(2) 事務費			
4 広域的な農地利用調整活動等への支援事業費			
5 その他の事業費			
省略			

4 省略			
省略			

様式第9号の(2) (第8条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備考
1 会 議 員 手 当 (常 任 会 議 員 会 議)	省略		
2 会 議 員 手 当 (総 会)			
3 職 員 給 与 費			
4 法 定 福 利 費			
5 業 務 費			
(1) 農業委員会等活動強化対策事業費			
(2) 都道府県農業改善推進支援事業費			
ア 会議員旅費			
イ 連絡旅費			
ウ 事務費			
(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業費			
6 その他の事業費			
省略			

注 1 会議員手当(常任会議員会議)の項には、常任会議員会議に出席する会議員の手当の支給に要する額を記載すること。

2 会議員手当(総会)の項には、総会に出席する会議員の手当の支給に要する額を記載すること。

○愛媛県告示第622号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 27) 第 14596 号	平成27年 8月17日	有限会社十河重興	十 河 裕	新居浜市船木甲4105 - 1	平成28年 5月13日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業	同社役員が建設業法第8条第11号に定める欠格要件に該当していたことが判明したため。

○愛媛県告示第623号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	橋 本 懐 範	新居浜市郷五丁目 8 番 36 号
"	渡 辺 一 郎	新居浜市郷四丁目 18 番 41 号
"	小 野 展 義	新居浜市郷三丁目 12 番 32 号
"	小 野 健	新居浜市神郷二丁目 6 番 12 号
"	加 地 義 雄	新居浜市落神町 7 番 75 号
"	三 宅 榮 男	新居浜市宇高町一丁目 12 番 16 号

"	高橋 耕治	新居浜市宇高町二丁目2番21号
"	高橋 百合夫	新居浜市宇高町五丁目10番47号
"	長尾 重宏	新居浜市宇高町二丁目12番13号
"	宮崎 勉	新居浜市高田一丁目8番55号
"	岩崎 紀生	新居浜市田の上四丁目5番43号
"	石井 俊一	新居浜市八幡二丁目1番24号
"	石山 三朗	新居浜市沢津町二丁目6番36号
"	小野 輝雄	新居浜市沢津町二丁目7番33号
"	横井 平和	新居浜市沢津町二丁目9番38号
"	神山 克洋	新居浜市沢津町二丁目1番45号
監事	柴田 誠治	新居浜市郷一丁目4番27号
"	安藤 功	新居浜市桜木町6番20号
"	小野 彪	新居浜市沢津町二丁目7番38号

"	小野 和男	新居浜市沢津町三丁目6番18号
"	横井 平和	新居浜市沢津町二丁目9番38号
"	石山 三朗	新居浜市沢津町二丁目6番36号
"	石山 敏夫	新居浜市沢津町二丁目9番34号
"	長尾 重宏	新居浜市宇高町二丁目12番13号
"	伊藤 元一	新居浜市田の上一丁目6番14号
"	三宅 榮男	新居浜市宇高町一丁目12番16号
"	高橋 耕治	新居浜市宇高町二丁目2番21号
"	高橋 百合夫	新居浜市宇高町五丁目10番47号
監事	小野 彪	新居浜市沢津町二丁目7番38号
"	柴田 誠治	新居浜市郷一丁目4番27号
"	安藤 功	新居浜市桜木町6番20号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	橋本 愷範	新居浜市郷五丁目8番36号
"	小野 洋司	新居浜市郷二丁目5番28号
"	小野 健	新居浜市神郷二丁目6番12号
"	加地 義雄	新居浜市落神町7番75号
"	渡辺 一郎	新居浜市郷四丁目18番41号
"	石井 俊一	新居浜市八幡二丁目1番24号
"	福西 一人	新居浜市田の上一丁目13番5号

○愛媛県告示第624号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成28年 5月24日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指定期限 年月日
社会福祉法人 東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	介護職員初任者研修課程	平成28年 5月16日

○愛媛県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 5月24日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	久米垣生線	松山市余戸中六丁目3389番1から 同市余戸中六丁目3750番1まで	旧	メートル 6.8～13.2	キロメートル 0.014	
			新	9.6～13.2	0.014	
"	松山松前伊予線	松山市余戸中六丁目3298番8	旧	12.2～13.2	0.010	
			新	13.4～14.4	0.010	
"	砥部伊予松山線	松山市高岡町138番4	旧	7.0～7.2	0.013	
			新	9.4	0.013	

○愛媛県告示第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 5月24日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第5号 平成28年 5月13日	伊予郡松前町大字鶴吉字宮之前57番1	伊予郡松前町大字北黒田365番地2 サンビレッジ伊予の里H-102号 増井 佑記 増井 ゆかり

○愛媛県告示第627号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 5月24日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第6号 平成28年 5月13日	伊予郡松前町大字神崎字紺屋分747番 8	伊予郡松前町大字恵久美751番地 3 クレスト恵久美203号室 田 中 秀 治

○愛媛県告示第628号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般 - 25）第15450号	平成25年 11月 4日	（有）伊予設備	田中 良和	大洲市菅田町宇津甲1234 - 1	平成28年 4月 4日	電気工事業	建設業の廃止
（般 - 23）第3853号	平成23年 4月 2日	稲田建設	稲田 稔	宇和島市川内甲960 - 1	平成28年 4月 5日	建築工事業	建設業の廃止
（般 - 26）第14458号	平成27年 2月22日	山下建築	山下 哲重	宇和島市別当 1 - 3 - 12 - 1	平成28年 4月 5日	建築工事業	建設業の廃止
（般 - 24）第4701号	平成24年 5月25日	光映電工（株）	松本 純一	八幡浜市郷 4 - 370 - 9	平成28年 4月25日	機械器具設置工事業	建設業の廃止（一部）

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成28年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成28年 8月 2日（火）午前 9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 1 会 場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 2 会 場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目 4 - 9	同 上
中 予 第 1 会 場	中予地方局 7 階 大会議室	松山市北持田町132	同 上
南 予 第 1 会 場	南予地方局 7 階 大会議室	宇和島市天神町 7 - 1	同 上
南 予 第 2 会 場	南予地方局八幡浜庁舎 7 階 大会議室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37	同 上

(2) 平成28年9月11日(日)午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第3会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第4会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
中予第2会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同上
南予第3会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第4会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成28年8月2日の試験に係るものについては、7月5日(火)から19日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成28年9月11日の試験に係るものについては、7月5日(火)から8月29日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、愛媛県商工連盟連合会四国中央支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成27年11月愛媛県選挙管理委員会告示第93号、平成26年11月愛媛県選挙管理委員会告示第80号及び平成25年11月愛媛県選挙管理委員会告示第89号別記)の一部を次のとおり訂正する。

平成28年5月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成26年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会四国中央支部

報告年月日 H27. 6. 30

1 収入総額	30,000 円
本年収入額	30,000 円
2 支出総額	30,000 円
3 本年収入の内訳	
寄附	30,000 円
個人分	30,000 円
4 寄附の内訳	
(個人分)	
年間5万円以下のもの	30,000 円
5 支出の内訳	
政治活動費	30,000 円
組織活動費	30,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会四国中央支部

報告年月日 H27. 6. 30

1 収入総額	305,293 円
前年繰越額	285,293 円
本年収入額	20,000 円
2 支出総額	30,000 円
3 翌年繰越額	275,293 円
4 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	20,000 円
日本商工連盟	20,000 円
5 支出の内訳	
政治活動費	30,000 円
組織活動費	30,000 円

平成25年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会四国中央支部

報告年月日 H26. 1. 8

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

(訂正前)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会四国中央支部

報告年月日 H26. 1. 8

1 収入総額	585,383 円
前年繰越額	485,383 円
本年収入額	100,000 円
2 支出総額	300,090 円
3 翌年繰越額	285,293 円
4 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000 円
日本商工連盟	100,000 円
6 支出の内訳	
経常経費	90 円
事務所費	90 円
政治活動費	300,000 円
選挙関係費	300,000 円

平成24年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会四国中央支部

報告年月日 H25. 1. 7

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

(訂正前)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会四国中央支部

報告年月日 H25. 1. 7

1 収入総額	485,553 円
前年繰越額	485,553 円
本年收入額	2,000 円
2 支出総額	170 円
3 翌年繰越額	485,383 円
4 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	2,000 円
日本商工連盟	2,000 円
5 支出の内訳	
経常経費	170 円
事務所費	170 円